

島根県海岸漂着ゴミ等処理事業支援交付金に係るQ&A

【平成21年4月1日】

【1】交付対象となる事業について（第2条関係）

1 地元自治会、住民が日常的に行っている海岸清掃に伴う費用は、交付対象になるか？

A：対象とならない。

「住民の参加・協力を得て計画的に～」実施するものが対象であるため、海開き前の海岸清掃など、市町村が呼びかけて、ある程度組織的に実施するものを対象とする。
なお、緊急避難的に住民自らが行った場合については、対象とする。

2 要綱第2条に「原則として」とあるが、住民の参加・協力なしでよい場合とは、どのような場合か

A：住民の参加、協力を得ることが困難な海岸ゴミの回収・処分費用で、市町村間の負担の公平を図る必要があると考えられるもの。

個別の事例ごとに、具体的に対象の可否を判断することになるが、例えば以下のような場合が考えられる。

- （例）・医療系廃棄物、酸性溶液入りのタンク等、取り扱いに危険を伴う場合
- ・廃油ボール等、早急に処理を要する場合

【2】交付対象となる経費について（第3条関係）

3 対象となる廃棄物は、どのようなものか？

A：・海域から漂着したと思料される廃棄物

・海岸における日常の活動で生じたと思料される廃棄物

（例）ペットボトル、ビニール袋、その他のプラスチック類、
発泡スチロール、空き瓶、空き缶、漁網、漁具 等

※対象とならないもの：直接投棄されたと考えられる粗大ごみ類

（家電製品、自転車等）

4 市町村役場で支出した費用でなければ対象にならないか？

A：基本的には、市町村役場で支出した費用だけを対象とする。

ただし、Q5及びQ6については例外的に認める。

5 市町村の処分場に搬入した場合、処理費用は交付対象となるか？

A：基本的には、市町村役場で支出した費用だけを対象とするが、例外的に、市町村自らの処分場（埋立処分場及び焼却施設等）又は広域事務組合に搬入し、実際に市町村から支出していない場合でも、当該処分費用を交付対象とする。

この場合、処分費用は条例で定める処分費用（家庭ごみの直接搬入処理料金）を交付対象経費の算定根拠とする。

なお、ごみ搬入量が判る計量伝票等が必要となる。

6 | ごみの回収・搬入・運搬のために市町村所有の車両や重機を出した場合、燃料代を入れて良いか？

A：当該ごみの回収、搬入、運搬に係る燃料代が確定でき、実績報告に支出を証する書類が添付できるのであれば対象になりうる。

なお、燃料代の確定が難しい場合は、燃料費相当額（距離×燃料単価×燃費）により処分場への搬入費用を対象とすることができる。

この場合、処分場へ搬入したこと等が確認できる計量伝票及び、搬入に要した燃料費相当額（海岸から処分場までの距離×燃料単価×車両の燃費）が確認できる算出根拠資料の提出が必要となる。

7 | 市町村がごみの運搬をした場合、運搬を担当した職員の人件費は交付対象となるか？

A：交付対象とならない。

8 | 漂着ごみの運搬のために市町村で車両、重機、船舶を借り上げた場合、その費用は対象になるか？

A：対象とする。

9 | 市町村で重機を買った場合、その費用は対象になるか？

A：対象とならない。（備品扱いになると考える）

10 | 漂着ごみの運搬のために船を使用した場合、船の燃料代は交付対象になるか？

A：対象となる。

11 | 住民のボランティアに係る用具代は、対象となるか？

A：軍手、ごみ袋等直接ごみの回収に必要な消耗品と考えられる用具代については、対象とする。

12 | 住民への日当、弁当代、飲料代などは対象になるか？

A：対象とならない。

13 | 交付対象経費は、1回あたり200,000円以上であることが必要か？

A：平成21年度事業より、この条件は廃止とした。

14 | 処理費用の上限（1トンあたり50,000円）は、回収・運搬の部分を除いた廃棄物の処理の費用についての上限か？

A：海岸漂着ごみの回収・運搬から焼却・埋立処分等まで、一連の処理にかかる費用の上限が、50,000円になる。

15 処理費用の上限(1トンあたり50,000円)は、実施1回ごとに判断するもか？

A：当該事業における年度の合計について、判断する。

(例1) 当該事業に係る海岸漂着ゴミの量-----→ 100t(年度の計)
// 交付対象となる費用 1,234,000円(年度の計)
この場合、交付対象経費は、1,234,000円(上限100t×50,000円の範囲内)
交付金交付額は、1,234,000円×1/2=617,000円となる。

(例2) 当該事業に係る海岸漂着ゴミの量-----→ 100t(年度の計)
// 交付対象となる費用 5,238,000円(年度の計)
この場合、交付対象経費は、5,000,000円(100t×50,000円(上限))
交付金交付額は、5,000,000円×1/2=2,500,000円となる。

16 宍道湖清掃は、交付対象になるか？

A：海岸を対象としており、内水面は対象とならない。

17 海洋を漂流している木材を回収し、この木材を市町村が引き受けて処理する場合において、交付対象となるか？

A：漂着ごみを対象としているので、交付対象とならない。

【3】事業の実施計画について(第5条関係)

18 「緊急に処理が必要になった場合」は、どのような事務処理になるか？

A：実施計画書の提出は不要。実施状況報告、実績報告書の提出による。